

資格取得状況(各年度の資格取得者数)

学士課程

①教員免許状(学部)

学部	学科	種類	教科	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	(人) 平成29年度
文学部	人文学科	中学校教諭一種	国語、社会、英語	13	16	12	21	12	7
		高等学校教諭一種	国語、地理歴史、公民、英語	27	29	19	37	24	20
国際人間科学部	グローバル文化学科	中学校教諭一種	英語	7	6	10	—	—	—
		高等学校教諭一種	英語	8	12	10	—	—	—
	発達コミュニケーション学科	中学校教諭一種	保健体育、音楽、美術	10	10	16	—	—	—
		高等学校教諭一種	保健体育、音楽、美術	12	11	16	—	—	—
	環境共生学科	中学校教諭一種	理科、数学、家庭、社会	13	15	11	—	—	—
		高等学校教諭一種	理科、数学、家庭、地理歴史、公民	18	27	20	—	—	—
	子ども教育学科	幼稚園教諭一種		19	21	23	—	—	—
		小学校教諭一種		45	42	43	—	—	—
		特別支援学校教諭一種		15	20	18	—	—	—
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種	英語	0	0	2	1	1	3
		高等学校教諭一種	英語	0	0	3	2	2	3
発達科学部	人間形成学科	幼稚園教諭一種		0	0	0	29	25	24
		小学校教諭一種		0	0	1	34	44	25
		特別支援学校教諭一種		0	0	1	7	10	8
	人間行動学科	中学校教諭一種	保健体育	0	0	0	7	2	5
		高等学校教諭一種	保健体育	0	0	0	7	3	7
	人間表現学科	中学校教諭一種	音楽、美術	0	0	1	7	9	12
		高等学校教諭一種	音楽、美術	0	0	1	8	11	14
	人間環境学科	中学校教諭一種	理科、数学、家庭、社会	0	0	1	44	31	38
		高等学校教諭一種	理科、数学、家庭、地理歴史、公民	0	0	1	61	43	47
経済学部 (昼間主コース)	経済学科	中学校教諭一種	社会	0	0	0	0	0	0
		高等学校教諭一種	公民	0	0	0	0	0	2
理学部	数学科	中学校教諭一種	数学	9	5	12	3	6	3
		高等学校教諭一種	数学	13	12	13	11	10	7
	物理学 化学科 生物学科 惑星学科	中学校教諭一種	理科	8	6	2	10	6	3
		高等学校教諭一種	理科	14	16	8	26	28	11
農学部 (平成20年4月改組)	全学科共通	中学校教諭一種	理科	—	8	6	1	1	0
		高等学校教諭一種	理科、農業	4	10	9	10	9	12
海事科学部 (平成25年4月改組)	グローバル輸送学科 マリンエンジニアリング学科 海事技術マネジメント学科(改組前) 海洋ロジスティクス学科(改組前) マリンエンジニアリング学科(改組前)	高等学校教諭一種	商船	0	0	0	0	0	0
		高等学校教諭一種	商船	—	—	—	0	0	0
	海洋ロジスティクス学科(改組前) マリンエンジニアリング学科(改組前)	高等学校教諭一種	工業	—	—	—	0	0	0

※複数校種・複数教科の免許状を取得している場合、延べ人数を表す。

※海事科学部の平成25年4月改組前の状況のうち、平成20年4月改組前の状況については()書きで表す。

②その他の資格(学部)

学部	学科・専攻等	資格の種類	要件	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
文学部	人文学科	学芸員の資格	在学中に所定の単位を修得したうえで卒業した者は資格を有する。(注4)	8	7	13	12	13	13
		社会調査士の申請資格	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	2	3	3	4	3	1
国際文化学部	国際文化学科	学芸員の資格	在学中に所定の単位を修得したうえで卒業した者は資格を有する。(注4)	0	0	0	1	3	5
発達科学部	全学科共通	学芸員の資格	在学中に所定の単位を修得したうえで卒業した者は資格を有する。(注4)	0	0	0	3	14	12
		社会教育主事の資格	在学中に所定の単位を修得した者は講習会を免除される。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
		社会福祉主任用資格	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
国際人間科学部	全学科共通	学芸員の資格	在学中に所定の単位を修得したうえで卒業した者は資格を有する。(注4)	7	4	3	8	-	-
		社会教育主事の資格	在学中に所定の単位を修得した者は講習会を免除される。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	-	-
		社会福祉主任用資格	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	-	-
理学部	化学科	甲種危険物取扱者の受験資格	化学科を卒業した者もしくは在学生で化学に関する授業科目を15単位以上修得した者は資格を有する。	37	36	35	26	32	30
	惑星学科	学芸員の資格	在学中に所定の単位を修得したうえで卒業した者は資格を有する。(注4)	11	7	7	7	9	7
医学部	医学科	医師国家試験の受験資格		102	122	116	120	110	114
	保健学科看護学専攻	看護師の受験資格(注1)	看護師	77	78	71	72	81	56
			保健師	-	-	-	-	-	1
			助産師	-	-	-	-	-	0
	保健学科検査技術科学専攻	臨床検査技師の国家試験の受験資格		40	37	37	36	27	37
	保健学科理学療法学専攻	理学療法士の国家試験の受験資格		20	22	19	22	23	19
	保健学科作業療法学専攻	作業療法士の国家試験の受験資格		19	20	16	17	14	14
工学部	全学科共通	安全管理者の資格	工学部卒業生で、2年以上の産業安全に関する実務経験および安全管理者選任時研修を修了した者は、安全管理者に就任できる。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
		エネルギー管理士の受験資格	エネルギー管理士免状には、次の2通りの取得方法があります。 1. 国家試験による取得 財団法人省エネルギーセンターが毎年8月に行うエネルギー管理士試験に合格すること。特に受験資格に制約はありませんが、受験の前後にエネルギーの使用の合理化に関する1年以上の実務経験が必要です。 2. 認定研修による取得方法 財団法人省エネルギーセンターが毎年12月に行うエネルギー管理研修を受講し、修了すること。(修了試験に合格すること。)ただし、エネルギー管理研修を受けるためには、研修申込時までにエネルギーの使用に関する合理化に関する3年以上の実務経験が必要です。	586	592	588	592	542	548
	建築学科	建築士の受験資格	一級、二級および木造建築士試験の受験資格は、大学において、国土交通大臣が指定する建築士試験指定科目のうちから、必要な単位を修得して卒業した者となっています。なお、一級建築士の免許登録には試験の合格とともに、設計・工事監理・建築確認、一定の施工管理等、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる2年以上の実務の経験を有することが必要です。	(一級) (注3) (二級) 95	(一級) (注3) (二級) 92	(一級) (注3) (二級) 98	(一級) (注3) (二級) 92	(一級) (注3) (二級) 86	(一級) (注3) (二級) 86

学部	学科・専攻等	資格の種類	要件	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
工学部	市民工学科	測量士(補)の資格	市民工学科の卒業生で、測量に関する授業科目を修得した者は、卒業後1年以上測量に関する実務に従事した場合は、願い出により測量士の資格を受けることができます。 市民工学科の卒業生で、測量に関する授業科目を修得した者は、願い出により測量士補の資格を受けることができます。	72	70	60	67	65	63
		技術検定の受験資格	1級技術検定の受験資格は、市民工学科を卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者となっている。 2級技術検定の受験資格は、市民工学科を卒業した後、以下の条件を満たす者となっている。 建設機械施工…受検しようとする種目に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者 土木及び建築施工管理…受検しようとする種目に関し1年以上の実務経験を有する者 (国土交通大臣が指定する種別) その他の種目及び種別 「学科試験」…市民工学科を卒業した者又は卒業見込みの者のうち、別途指定された科目から15単位以上取得した者 「実地試験」…受検しようとする種目(種別)に関し1年以上の実務経験を有する者	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
	電気電子工学科	電気通信主任技術者の一部試験免除	電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際、試験科目の内、電気通信システムの試験が免除されます。	0	0	0	1	10	7
	機械工学科	第二種電気工事士の一部試験免除	電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は、第二種電気工事士試験を受験する際、試験科目の内、筆記試験が免除されます。	0	0	0	0	3	5
		自動車整備士(三級)の受験資格	機械工学科卒業生は、上記規則により、自動車の整備作業に関し6か月以上の実務経験を有していれば三級自動車整備士の受験資格ができます。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
		ボイラー技士の受験資格	(特級) 機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たものは、特級ボイラー技士免許試験を受験できます。 (一級) 機械工学科卒業生で、在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ、卒業後ボイラーの取扱いについて1年以上の実地修習を経たものは、一級ボイラー技士免許試験を受験できます。	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
	応用化学科	甲種危険物取扱者の受験資格	応用化学科卒業生、もしくは化学に関する授業科目(履修科目一覧表の備考欄にて指定された科目)を15単位以上修得した者であれば、甲種危険物取扱者試験を受験できます。	108	100	110	99	93	101

学部	学科・専攻等	資格の種類	要件	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
農学部 (平成20年4月改組)	資源生命科学科 応用動物学コース	食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格	在学中に免許資格に関する所定の科目を履修した者は資格を有する。	20	25	19	20	17	10
	生命機能科学科 応用生命化学コース			18	13	17	9	13	12
	資源生命科学科 応用植物学コース	樹木医補の資格(注2)	所定の単位を取得した者は、申請により樹木医補の資格を取得できる。樹木医の受験資格を得るには、卒業後1年以上の実務経験が必要。	9	5	1	5	3	1
	生命機能科学科 環境生物学コース			2	3	1	1	1	3
	食料環境システム学科 生産環境工学コース農業 土木系分野(地域環境工 学プログラム)	JABEEプログラム修習技術者の資格	卒業者に修習技術者の資格が与えられ、技術士の第1次試験が免除される。	13	12	16	15	15	10
		測量士(補)の資格	卒業者は測量士(補)の資格が得られる。(測量士は、卒業後1年以上の実務経験を要する)	13	12	16	15	15	10
		土木施工管理技士の受験資格	※(一級) 卒業後に3年以上(指導監督的実務経験1年以上を含む)の実務経験が必要。 ※(二級) 以下の受検しようとする種目について、卒業後にそれぞれの条件を満たすこと。 建設機械施工 受検しようとする種別に関する6ヶ月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者。 土木及び建築施工管理(国土交通大臣が指定する種別) 受検しようとする種別に関し1年以上の実務経験を有する者。 その他の種目及び種別 「学科試験」 卒業者又は卒業見込みの者 「実地試験」 受検しようとする種目(種別)に関し1年以上の実務経験を有する者	13	12	16	15	15	10
海事科学部 (平成25年4月改組)	グローバル輸送科学科	三級海技士(航海)の受験資格	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、筆記試験が免除される。	17	19	25	30	31	20
		第一級海上特殊無線技士免許	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	-	-	-	-	0	39
		船舶衛生管理者の講習一部免除	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、船舶衛生管理者講習(B)受講資格が得られる。	13	19	23	26	31	20
	マリンエンジニアリング学科	三級海技士(機関)の受験資格	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、筆記試験が免除される。	12	18	15	8	13	15
		船舶衛生管理者の講習一部免除	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、船舶衛生管理者講習(B)受講資格が得られる。	7	17	12	7	12	14
	海事技術マネジメント学科 (改組前)	三級海技士(航海)の受験資格	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、筆記試験が免除される。	-	-	-	-	1	4
		三級海技士(機関)の受験資格	在学中に所定の単位を修得した者は、筆記試験が免除される。	-	-	-	-	0	2
		第一級海上特殊無線技士免許	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	-	-	-	-	0	0
		船舶衛生管理者の講習一部免除	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、船舶衛生管理者講習(B)受講資格が得られる。	-	-	-	-	1	6
	海洋ロジスティクス科学科 (改組前)	三級海技士(航海)の受験資格	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、筆記試験が免除される。	-	-	-	-	0	0
		第一級海上特殊無線技士免許	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	-	-	-	-	0	0
		船舶衛生管理者の講習一部免除	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、船舶衛生管理者講習(B)受講資格が得られる。	-	-	-	-	0	0
	マリンエンジニアリング学科 (改組前)	三級海技士(機関)の受験資格	在学中に所定の単位を修得し、乗船実習科を修了した者は、筆記試験が免除される。	-	-	-	-	0	0
		船舶衛生管理者の講習一部免除	在学中に所定の単位を修得した者は、船舶衛生管理者講習(B)受講資格が得られる。	-	-	-	-	0	0

(注1)平成23年度以前入学者は、看護師、保健師、助産師の国家試験の受験資格。

(注2)平成24年度以降入学者適用。

(注3)実数は把握せず。

(注4)当該年度において所定の単位を修得した者を資格取得者数として計上する。(在学生も含む)

※海事科学部の平成25年4月改組前の状況のうち、平成20年4月改組前の状況については()書きで表す。

①教員免許状(大学院)

研究科	専攻	種類	教科	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
人文学研究科 (博士課程前期課程)	文化構造専攻	中学校教諭専修	国語、社会、英語	0	3	1	1	3	3
		高等学校教諭専修	国語、公民、英語	0	3	1	1	4	4
	社会動態専攻	中学校教諭専修	社会、英語	2	5	1	1	2	1
		高等学校教諭専修	地理歴史、公民、英語	3	6	2	1	7	1
国際文化学研究科 (博士課程前期課程)	文化相関専攻 グローバル文化専攻	中学校教諭専修	英語	2	3	0	0	2	2
		高等学校教諭専修	英語	2	3	0	0	2	2
人間発達環境学研究科 (博士課程前期課程) (平成25年4月改組)	人間発達専攻	特別支援学校教諭専修		0	0	0	0	0	0
		幼稚園教諭専修		3	1	2	1	0	2
		小学校教諭専修		8	5	1	6	2	4
		中学校教諭専修	保健体育、音楽、美術	5	1	1	0	2	2
		高等学校教諭専修	保健体育、音楽、美術	5	1	1	0	3	3
	人間環境学専攻	中学校教諭専修	数学、理科、社会、家庭	1	8	14	19	12	8
		高等学校教諭専修	数学、理科、公民、家庭	2	11	16	20	16	11
	心身発達専攻 (改組前)	特別支援学校教諭専修		-	-	-	-	-	-
	教育・学習専攻 (改組前)	幼稚園教諭専修		-	-	-	-	-	-
		小学校教諭専修		-	-	-	-	-	-
	人間行動専攻 (改組前)	中学校教諭専修	保健体育	-	-	-	-	-	-
		高等学校教諭専修	保健体育	-	-	-	-	-	-
	人間表現専攻 (改組前)	中学校教諭専修	音楽、美術	-	-	-	-	-	-
		高等学校教諭専修	音楽、美術	-	-	-	-	-	-
法学研究科 (博士課程前期課程)	理論法学専攻 政治学専攻	中学校教諭専修	社会	0	0	0	0	0	0
		高等学校教諭専修	公民	0	0	0	0	0	0
経済学研究科 (博士課程前期課程) (平成20年4月改組)	経済学専攻	中学校教諭専修	社会	0	0	0	0	0	0
		高等学校教諭専修	公民	0	0	0	0	0	0
理学研究科 (博士課程前期課程)	数学専攻	中学校教諭専修	数学	5	2	2	6	11	5
		高等学校教諭専修	数学	5	5	6	7	12	7
	物理学専攻 化学専攻 生物学専攻 惑星学専攻	中学校教諭専修	理科	0	4	1	3	8	5
		高等学校教諭専修	理科	4	6	3	7	14	16
農学研究科 (博士課程前期課程)	食料共生システム学専攻 資源生命科学専攻 生命機能科学専攻	高等学校教諭専修	農業	0	0	0	0	0	1
海事科学研究科 (博士課程前期課程)	海事科学専攻	高等学校教諭専修	商船、工業	-	-	-	-	0	0
国際協力研究科 (博士課程前期課程)	国際開発政策専攻 国際協力政策専攻 地域協力政策専攻	中学校教諭専修	社会	0	0	0	0	0	0
		高等学校教諭専修	公民	0	0	0	0	0	0

※複数校種・複数教科の免許状を取得している場合、延べ人数を表す。

②その他の資格(大学院)

研究科	専攻	資格の種類	要件	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
人文学研究科 (博士課程前期課程)	社会動態専攻	専門社会調査士の申請資格	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	0	0	0	0	1	0
法学研究科 (専門職学位課程)	実務法律専攻	司法試験受験資格		54	64	57	66	67	62
保健学研究科 (博士課程前期課程)	保健学専攻	保健師国家試験受験資格	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	6	5	6	5	5	5
		助産師国家試験受験資格	在学中に所定の単位を修得した者は資格を有する。	3	3	5	5	3	4